

一般社団法人日本循環器学会 北陸支部運営内規（案）

昭和44年 2月23日制定

平成17年 7月10日改訂

平成24年 7月 9日改訂

平成27年 ○月 ○日改訂

（総則）

第1条 この内規は、一般社団法人日本循環器学会 支部規程を北陸支部（以下「本支部」という。）において運用するために必要な事項を規定し、円滑な学会活動を推進することを目的とする。

（支部事務局）

第2条 本支部の事務局を金沢大学臓器機能制御学・循環器内科に置く。

（支部長）

第3条 支部長の任期は2年とし再任を妨げない。

2 支部長は、「支部コンプライアンス・倫理内規」を遵守しなければならない。

（支部役員）

第4条 北陸支部に所属する理事・社員は支部役員に就任する。その他支部長推薦枠として循環器領域の内科および外科講座の教授を含む若干名とする。

2 支部役員会は支部の最高議決機関とし、事業の企画運営を行う。

3 期中で大学教授が交代した場合は就任期間を同一で支部役員も交代する。

4 支部役員の定年は満65歳に達した会計年度末とする。

5 支部役員は、「支部コンプライアンス・倫理内規」を遵守しなければならない。

（支部監事）

第5条 支部監事の定数は2名とする。

2 支部監事の選出は、支部業務に精通している者を1名、支部運営から独立性をもった者を1名、支部長が会員から選出する。支部役員、支部幹事との兼務は不可とする。

3 支部監事は、「支部コンプライアンス・倫理内規」を遵守しなければならない。

（支部幹事）

第6条 支部幹事は支部事務局担当幹事1名、JCS-ITC 担当幹事1名とし、支部長が会員から選出する。支部役員、支部評議員との兼務も可能とする。

2 支部幹事は「支部コンプライアンス・倫理内規」を遵守しなければならない。

3 支部事務局担当幹事・JCS-ITC 担当幹事は月毎の収支をモニタリングし、予算進捗状況を支部長へ報告しなければならない。

4 JCS-ITC 業務担当幹事は、ファカルティ・コースディレクターの中から選出する。

- 5 支部幹事は JCS-ITC 講習会のマネキン・事務局運営用パソコン等の設備投資が必要な場合は事業計画・予算に計上し、支部役員会において承認を得なければならない。

(支部評議員)

第7条 支部評議員は、支部役員の推薦にもとづいて支部役員会において決定する。

- 2 支部評議員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 3 支部評議員は満65歳に達した会計年度末で定年とする。
- 4 支部評議員は事業計画・事業報告・予算・決算について内容の確認を行う。
- 5 支部評議員会は年1回、支部長が召集し、議長となる。
- 6 支部評議員会に正当な理由なく連続3年欠席した場合は支部評議員の資格を見直す。

(地方会会長)

第8条 地方会会長は「支部コンプライアンス・倫理内規」を遵守しなければならない。

- 2 地方会会長は利益相反の自己申告書を本会へ提出しなければならない。
- 3 地方会の主題および演題の選定および採択は会長が裁量する。
- 4 会長の推薦で会長校事務局長を任命することができる。会長校事務局長は会長の指示に基づき、地方会運営を補助することとする。
- 5 企画会社の選定は会長一任とするが、可能な限り相見積もりを実施すること。

(支部名誉会員)

第9条 北陸支部に支部名誉会員を置く。

- 2 支部名誉会員の被推薦資格を下記のとおりと定め、役員会で審議決定する。
 - ・定年に達した評議員であること
 - ・目安として北陸支部評議員を8年以上務めた者
 - ・推薦状・履歴・業績を書面で提出すること
- 3 支部名誉会員は、永年資格とする。

(支部事務局業務)

第10条 支部事務局業務に従事する人員を採用する場合は支部長の承認を要する。

(地方会)

第11条 本支部は原則として毎年1回以上地方会を開催する。

- 2 地方会の名称は、第〇〇回日本循環器学会北陸地方会とする。
- 3 地方会運営に関するその他の事項は地方会運営要領に定めることとする。

(委員会)

第12条 必要に応じて各委員会を設置する。委員会設置は支部役員会の承認を要する。

(JCS-ITC 講習会)

第13条 JCS-ITC 講習会を JCS-ITC 担当幹事が計画を取り纏め、開催する。

2 JCS-ITC 講習会の事務業務については JCS-ITC 講習会事務要領に定めることとする。

附則

- 1) この内規は、平成 27 年●月●日から試行期間とし、平成 28 年 4 月 1 日から完全実施とする。
- 2) この内規改正は、支部役員会において審議・決定し、支部社員総会にて報告する。